

北谷町一般廃棄物処理基本計画 【概要版】



平成 25 年 3 月

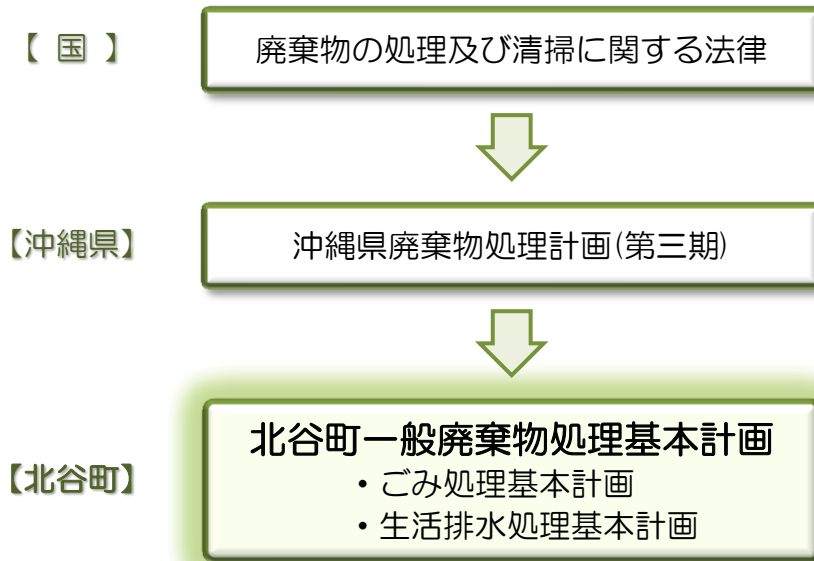
北 谷 町

『一般廃棄物処理基本計画』について

1. 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「北谷町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の規定に基づき策定するもので、町がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

本計画では、町内全域(米軍施設内は除く)を対象とするとともに、倉浜清掃施設組合管内の沖縄市、宜野湾市の一般廃棄物処理の枠組みを踏まえたものとします。



北谷町一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

2. 計画の目標年度

本計画の目標年度は、平成 25 年度を初年度とし 10 年後の平成 34 年度とします。

平成 34 年度における北谷町と周辺地域の将来の姿を想定し、地域の特性を活かしつつ、目標年度に理想とする一般廃棄物処理行政の確立を目指します。

なお、本計画は、計画期間において、おおむね 5 年ごとに見直すほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直します。

平成 25 年度 (1 年目)	26 年度 (2 年目)	27 年度 (3 年目)	28 年度 (4 年目)	29 年度 (5 年目)	30 年度 (6 年目)	31 年度 (7 年目)	32 年度 (8 年目)	33 年度 (9 年目)	34 年度 (10 年目)
計画の前提条件に大きな変動があった場合には見直しを実施します				計画の改定					計画目標年度

北谷町一般廃棄物処理基本計画の計画目標年度

3. ごみ処理の基本方針

北谷町では、「循環型社会」の形成に向け、ごみとなるものは断り（リフューズ）ごみの発生を抑制し（リデュース）、製品などの再使用（リユース）に努め、資源として再生可能なものについては再生利用（リサイクル）を図る『4R』を推進します。

町民・事業者・行政の3者の協働により、「循環型社会」の構築を目指します。

本町の今後のごみ処理に関する基本方針を以下のように定め、ごみの排出抑制およびごみの適正処理に向けて積極的に行動します。

《 ごみ処理の基本方針 》

基本方針1 ごみの排出抑制の推進

町民・事業者・行政の3者が協働し、それぞれの責任と役割分担の下に、ごみの排出抑制に取り組みます。

基本方針2 ごみの資源化の推進

分別の徹底を呼びかけ、更なるリサイクルに努めます。

基本方針3 ごみの適正処理

循環的利用が困難なごみについては、適正な処理・処分を行います。
また、不法投棄や野焼きなどのごみの不適正処理の防止に努めます。

基本方針4 ごみに関する普及・啓発

ごみ問題やリサイクルなどに関する情報を発信し、ごみの排出抑制やリサイクルの推進、不法投棄防止の徹底、環境美化などに関する普及・啓発を推進します。

基本方針5 関係市との連携

北谷町、沖縄市、宜野湾市は、『倉浜衛生施設組合』を設立し、ごみ処理・処分などに関する広域的連携による処理体制を確立しています。

また、倉浜衛生施設組合では平成24年10月に「ごみ処理基本計画」を策定し、ごみ排出量の抑制目標や施策などが設定されています。

これらの目標や施策との整合を図り、関係市との連携を深め、効率的な処理体制の確立に努めます。

4. 生活排水の基本方針

北谷町では、公共下水道の整備推進と下水道への接続を促進します。

下水道の整備が困難な地域(公共下水道の未整備地域)については、合併処理浄化槽の普及を促進します。

浄化槽設置世帯に対しては、浄化槽を適正に管理して頂くように周知を図ります。

本町の今後の生活排水処理に関する基本方針を以下のように定め、公共用水域を保全し、快適な生活環境を目指すために積極的に行動します。

《 生活排水処理の基本方針 》

基本方針1 公共下水道への接続の推進

公共下水道の整備済地域については、下水道への接続を促進します。

基本方針2 合併処理浄化槽の普及推進

公共下水道の未整備地域については、各家庭への合併処理浄化槽の普及を促進します。

基本方針3 浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽設備の適正管理を設置者に啓発します。



一人ひとりのご協力が必要です！

ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の状況

北谷町のごみの収集・運搬は、一般家庭より排出される「家庭系ごみ」については委託業者により行われており、事業所やスーパーマーケットなどから排出される「事業系ごみ」については許可業者による収集となっています。

ごみの中間処理は、『倉浜衛生施設組合 エコトピア池原(熱回収施設)』において、燃やせるごみの熔融処理を行い、熔融残渣などについては『同組合 エコボウル倉浜(最終処分場)』にて埋立処分を行っています。

また、『同組合 エコループ池原(リサイクルセンター)』において、「燃やせないごみ」および「不燃性粗大ごみ」の破碎・選別処理、「缶類」の選別・圧縮処理、「びん類」の選別処理、「ペットボトル」および「古紙類」の圧縮梱包処理を行い、資源ごみのリサイクルを行っています。

庭木の剪定などから発生する「草木類」については、『北谷町草木類資源化処理施設』において、チップ化による減量および堆肥化を行っています。また、公園や街路樹の維持管理、行政区や学校での一斉清掃により発生した草木類についても処理を行っています。

収集・運搬の概要

収集区域：北谷町内全域(米軍施設内は除く)

収集業者：家庭系ごみ …… 委託業者
事業系ごみ …… 許可業者

収集方式：各戸収集方式(家庭系ごみ)

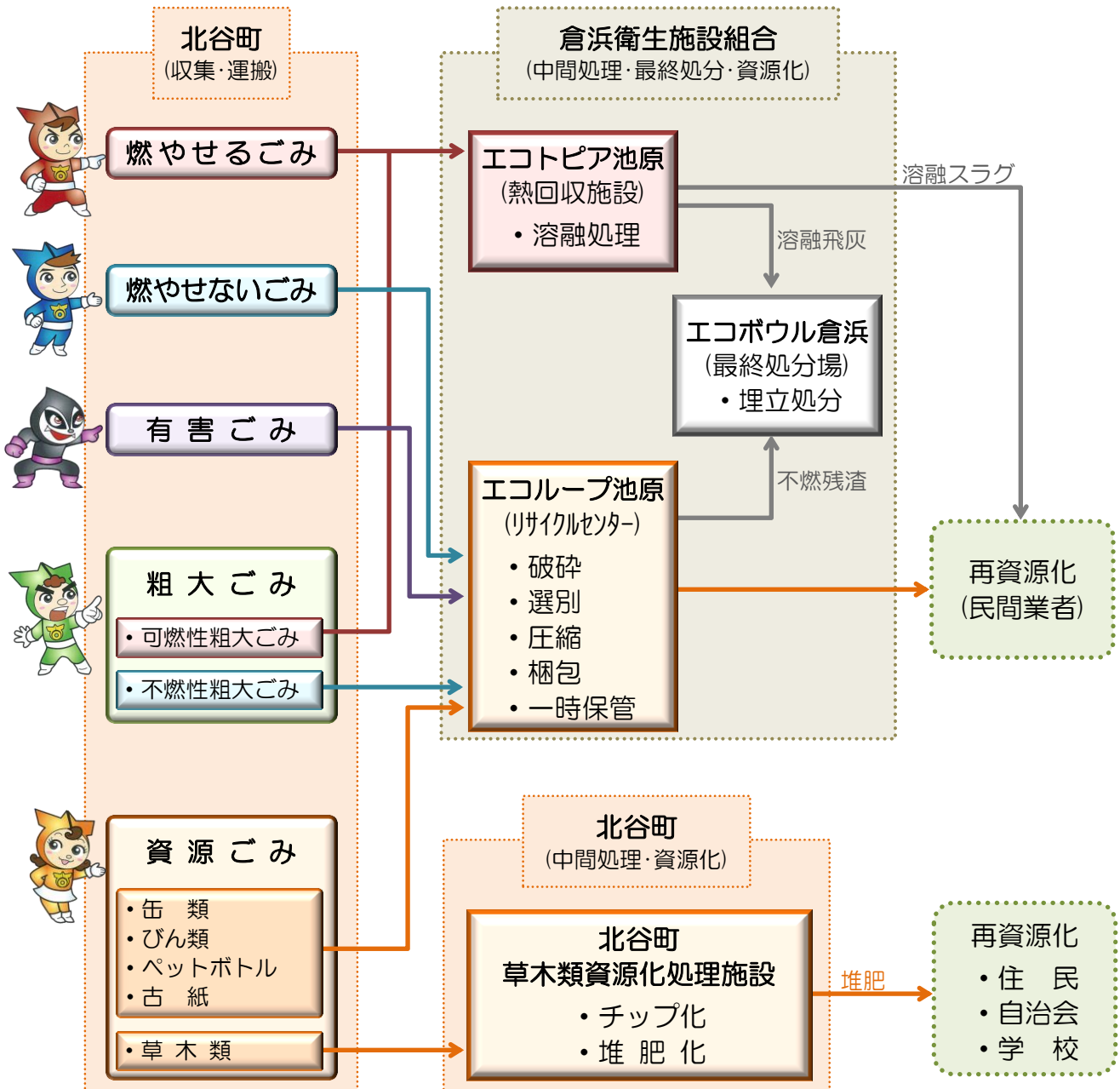
分別種類：家庭系ごみ …… 燃やせるごみ、燃やせないごみ、有害ごみ、粗大ごみ
資源ごみ（5種分別）

事業系ごみ …… 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（3種分別）

※『資源ごみ』は、缶類、びん類、ペットボトル、古紙類、草木類(申込み制)に分類されます。

※ 基地外居住の軍人軍属などから排出される廃棄物については、「事業系ごみ」として許可業者による収集が行われています。

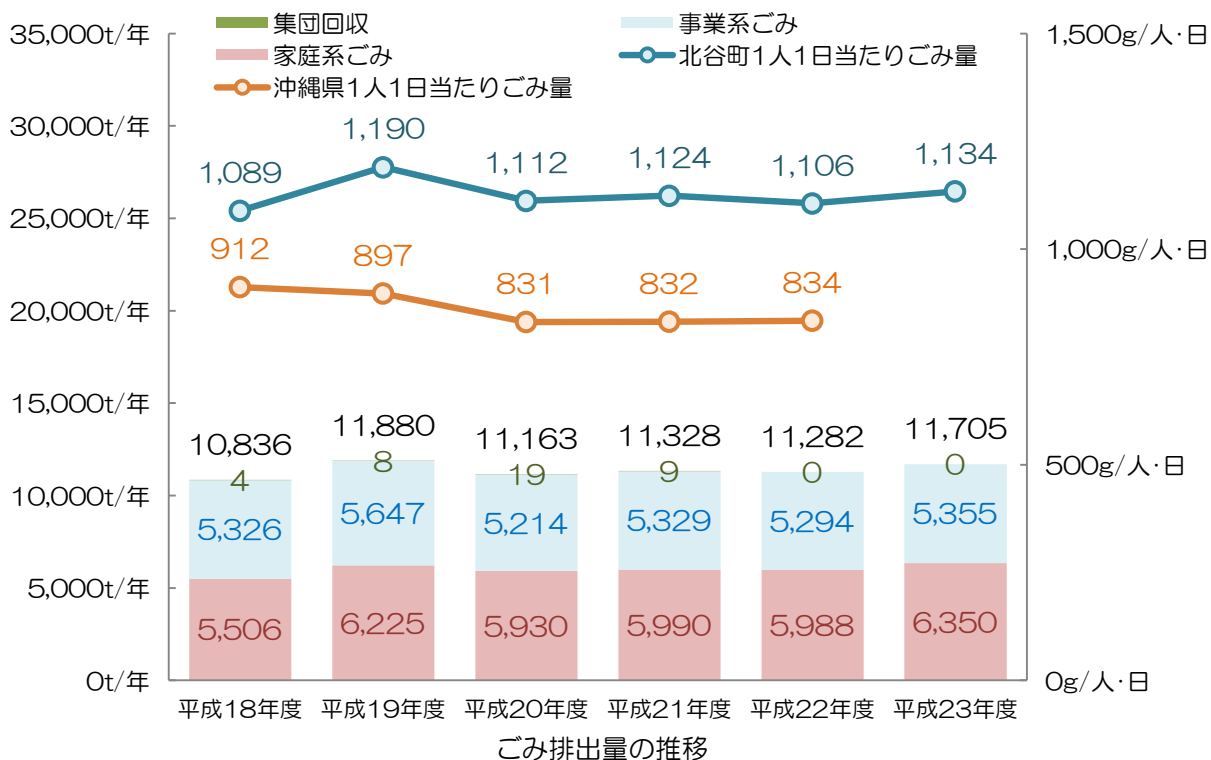
北谷町のごみ処理の流れ



2. ごみ処理の実績

北谷町における平成23年度の「ごみ総排出量」は11,705トンであり、1人1日当たりの量に換算すると1,134グラムとなります。

平成22年度における1人1日当たりのごみ量(1,106グラム)は、全国平均値(976グラム)や沖縄県平均値(834グラム)と比較すると高い値となっています。



ごみ排出量の推移

年度	人口 (人)	ごみ排出量 (t)				1人1日当たりごみ量 (g/人・日)		
		家庭系	事業系	集団回収	総排出量	北谷町	沖縄県	全国平均
平成18年度	27,272	5,506 (50.8%)	5,326 (49.2%)	4 (0.04%)	10,836 (100%)	1,089	912	1,115
平成19年度	27,342	6,225 (52.4%)	5,647 (47.5%)	8 (0.07%)	11,880 (100%)	1,190	897	1,089
平成20年度	27,515	5,930 (53.1%)	5,214 (46.7%)	19 (0.17%)	11,163 (100%)	1,112	831	1,033
平成21年度	27,607	5,990 (52.9%)	5,329 (47.0%)	9 (0.08%)	11,328 (100%)	1,124	832	994
平成22年度	27,959	5,988 (53.1%)	5,294 (46.9%)	0 (0%)	11,282 (100%)	1,106	834	976
平成23年度	28,289	6,350 (54.3%)	5,355 (45.7%)	0 (0%)	11,705 (100%)	1,134	-	-

※()内の構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

※平成23年度の沖縄県および全国平均の1人1日当たりごみ排出量は、平成25年1月末現在公表されていないため「-」としています。

※資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省、北谷町)

3. ごみ処理の課題

北谷町における主な ごみ処理の課題 を以下に示します。

(1) 排出抑制に係る課題

北谷町の 1 人 1 日当たりのごみ量は、平成 23 年度において 1,134 グラム(家庭系・事業系の合計)であり、平成 22 年度の沖縄県平均の 834 グラム(家庭系・事業系の合計)を上回る値となっています。

今後は、ごみの排出抑制に関する意識啓発や環境教育などを推進し、ごみの排出抑制を図っていく必要があります。

(2) 収集・運搬に係る課題

「ペットボトル」などに異物の混入や、キャップがついたままとなっていたり、「紙類」が雨の日に出されていたりする場合はみられ、排出時のルールが十分に浸透していない状況にあります。

今後は、これらの排出時のルールが守られていないごみについて、収集を拒否するなどの指導の徹底 や 排出方法を分かりやすく示した広報 を配布するなど対策が必要となります。

また、アルミなどの高価な資源ごみについては、個人的に回収を行ういわゆる「資源ごみの無断持ち去り」が行われていることが見受けられます。

資源ごみの無断持ち去りは、その収集・運搬量が金属類などの取引市場に左右され、収集・運搬体制の不安定要因になることも考えられます。

また、本来、資源ごみの販売収益は町のごみ処理費用にあてられるものであり、現状においては、これが流出していることになり、今後は、無断持ち去り防止策を検討する必要があります。

(5) 不法投棄に係る課題

空き地などの人目に付きにくい場所に「粗大ごみ」や「廃家電」などの不法投棄が散見されます。

今後は、これまでの不法投棄対策を継続的に実施していくとともに、他市町村の事例なども参考にしながら、より効果的な不法投棄対策の検討を行っていく必要があります。

(6) 大規模災害時における課題

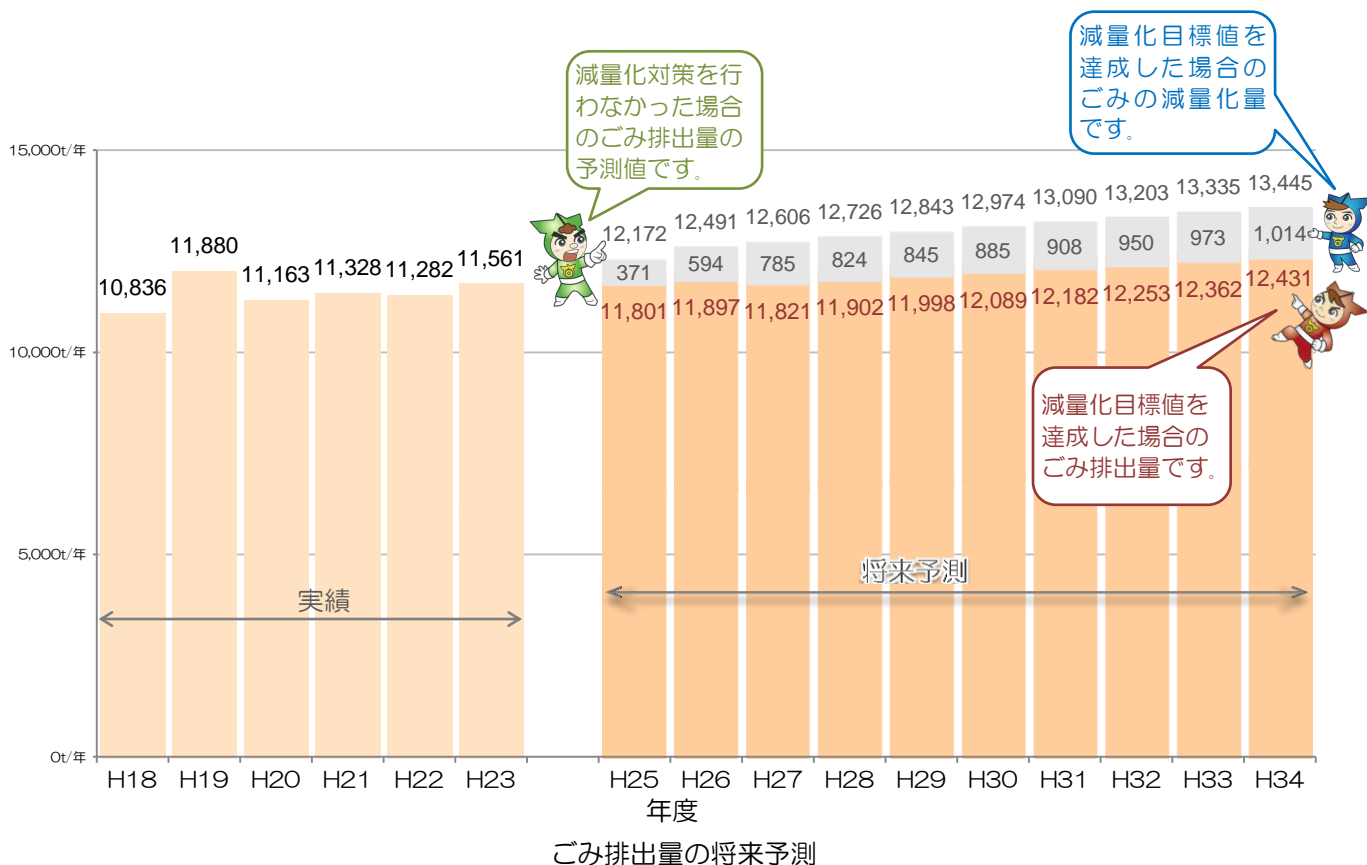
台風や地震などの大規模災害時の廃棄物処理を迅速かつ適正な処理を実施するために、収集・運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制などの確立、および災害廃棄物を一時的に仮置きするための仮置場の確保などを図る必要があります。

4. ごみの減量化目標

北谷町の減量化目標値については、「倉浜衛生施設組合 ごみ処理基本計画」(平成24年10月)において、国、沖縄県の減量化目標値を踏まえ設定されています。

北谷町の減量化目標値を以下に示します。

『北谷町』の一般廃棄物の減量化目標値			
	平成20年度 実績値	平成29年度 中間目標値	平成34年度 目標値
排出量	11,163 トン/年	11,998 トン/年	12,431 トン/年
	家庭系ごみ 590.5 g/人・日	家庭系ごみ 582.9 g/人・日	家庭系ごみ 591.1 g/人・日
	事業系ごみ 3.56 t/事業所・年	事業系ごみ 3.07 t/事業所・年	事業系ごみ 2.91 t/事業所・年
再生利用率	1,427 トン/年 (約 13%)	約 22%に増加	約 22%を維持



5. ごみ処理計画

(1) ごみの排出抑制のための方策

ごみの排出抑制にあたっては、「行政」、「住民」、「事業者」のそれぞれが主体的に適切な役割を担い実行していくことが必要となります。

それぞれの具体的な取り組みには、以下のようなものがあります。

北谷町における取り組み

【ごみの排出抑制に関する取り組み】

- ① ごみ減量化・リサイクル促進の意識啓発の広報活動(ポスター・パンフレットなどの作成、配布)
- ② 住民に対するマイバッグ運動の普及啓発
- ③ 販売業者などに対するマイバッグ運動の普及啓発
- ④ 住民に対する食品トレイなどの店頭回収利用の普及啓発
- ⑤ 販売業者などに対する食品トレイなどの店頭回収実施の普及啓発
- ⑥ 集合住宅などの管理者に対し、分別排出の指導
- ⑦ 住民・事業者への指定ごみ袋などの使用の指導
- ⑧ 多量排出事業者への「廃棄物減量計画(仮称)」の作成などの指導
- ⑨ イベント時のごみ排出抑制(使い捨て製品などの使用抑制)の実施
- ⑩ ごみの減量、排出抑制などに関する講演会などの開催
- ⑪ ごみ減量アイデア集の発行
- ⑫ 不用品などの交換情報誌の発行
- ⑬ 小学校、中学校および高等学校における環境教育の推進
- ⑭ 住民を対象とした環境教育の実施
- ⑮ クリーン指導員の組織活動の強化
- ⑯ 指定ごみ袋の適正料金の維持(県内自治体の状況などの把握)
- ⑰ 分別排出、排出日および時間の厳守の周知徹底
- ⑱ 広報などに「ごみ排出量」を掲載する(ごみ排出量の『見える化』)

【ごみの資源化に関する取り組み】

- ① 草木類の資源化の推進
- ② 5種分別収集の継続実施・徹底
- ③ 資源化物の分別排出徹底の指導

- ④ ごみ分別マニュアルの見直し
- ⑤ 集団回収の普及啓発
- ⑥ 新たな分別品目(資源化品目など)の検討
- ⑦ 生ごみ処理機などの購入助成制度の継続・強化
- ⑧ 生ごみ処理機および生ごみ堆肥化(段ボールコンポストなど)に関する情報提供(パンフレットなどの作成、配布)
- ⑨ 生ごみ堆肥化の情報収集

【ごみの資源化に関する取り組み】

- ① 草木類の資源化の推進
- ② 5種分別収集の継続実施・徹底
- ③ 資源化物の分別排出徹底の指導
- ④ ごみ分別マニュアルの見直し
- ⑤ 集団回収の普及啓発
- ⑥ 新たな分別品目(資源化品目など)の検討
- ⑦ 生ごみ処理機などの購入助成制度の継続・強化
- ⑧ 生ごみ処理機および生ごみ堆肥化(段ボールコンポストなど)に関する情報提供(パンフレットなどの作成、配布)
- ⑨ 生ごみ堆肥化の情報収集

【その他の取り組み】

- ① 町役場などの公共施設における再生品の使用促進(グリーン購入)
- ② ごみ不法投棄防止および公害防止の普及啓発(看板設置・パトロールの強化)
- ③ 環境保全対策事業の推進
- ④ 環境美化地域モデル事業の推進
- ⑤ ちゅら島環境美化清掃活動の推進
- ⑥ 美化運動推進・支援
- ⑦ 放置自動車の適正処理の指導
- ⑧ 在宅医療廃棄物の排出などについての関係機関との協議・検討
- ⑨ 収集・運搬体制の効率化の検討
- ⑩ エコアクション21などの環境経営システムの導入・実施などの検討
- ⑪ 「ちやたん健康福祉まつり」などのイベント時に、ごみの排出抑制や資源化に関するコーナーを設置するなどの普及啓発活動を推進する

住民における取り組み

【発生・排出抑制(リフューズ・リデュース)】

- ① 日用品の購入時にはマイバッグを持参するなど、ごみの排出を抑制する
- ② 物品の購入に当たっては、計画的に行う
- ③ 日常消費する食材などについては、必要な量を購入する
- ④ 過剰包装を断る
- ⑤ 生活用品などでよく利用するものは、使い捨て製品の使用・購入を控える
- ⑥ 再利用(詰め替え)可能な容器の製品を選定
- ⑦ 生ごみの水切り排出の実施

【再使用・再生利用(リユース・リサイクル)】

- ① 日常で使用する製品などは、可能な限り再使用するとともに、環境配慮型製品を優先的に選択するなど、「グリーン購入」に努める
- ② 再生資源を用いた製品の使用
- ③ フリーマーケット、バザーなどの利活用
- ④ 生ごみの堆肥化の実施・生ごみ堆肥の積極活用
- ⑤ 各リサイクル法の規定を遵守し、循環型社会の構築に協力するとともに、自治体などが実施する廃棄物の分別排出・回収に協力する

【その他の取り組み】

- ① 草木類の適正排出の実施
- ② 指定ごみ袋の使用
- ③ 暴風警報発令時のごみの排出禁止、排出日・時間の厳守
- ④ 北谷町や沖縄県などの実施するごみ処理に関する各種施策への協力



生ごみの 腐敗・悪臭 の主な原因は、生ごみに含まれる水分です。
『水分』を減らす工夫をすることで、悪臭防止、ごみの減量や温室効果ガス削減、焼却時の発電にも効果があります。



「生ごみの水切り」
3つのポイント
① 濡らさない！
② 乾かす！
③ しぼる！
たまった水分を「ぎゅっと」しぼってから出しましょう。

事業者における取り組み

【ごみの排出抑制に関する取り組み】

- ① 無駄なコピー・印刷を行わない(事務処理のペーパーレス化)
- ② ばら売り、量り売りの推進
- ③ 食品などの適正量の仕入れ
- ④ 従業員の環境意識の向上や環境教育の充実
- ⑤ 「廃棄物減量計画(仮称)」の作成(多量排出事業者)

【ごみの資源化に関する取り組み】

- ① 紙などの資源化物の分別排出
- ② 再生紙などのリサイクル製品の使用
- ③ 食品廃棄物の資源化の実施
- ④ 生ごみ堆肥などの積極活用

【環境経営などの取り組み】

- ① 地域の環境活動に積極的に参加
- ② 環境配慮型製品を優先的に選択(グリーン購入)
- ③ 地域密着型環境ビジネスの構築
- ④ エコアクション21などへの取り組み、環境経営システムの充実化

【製造段階でのごみの排出抑制への取り組み】

- ① 設計・生産段階から商品の省資源化、長寿命化に配慮
- ② 原材料の選択や生産工程を工夫し、廃棄物の発生を抑制
- ③ 再生材料をできるだけ使用
- ④ リサイクルが容易な商品の開発・製造

【販売段階でのごみの排出抑制への取り組み】

- ① 販売時に過剰包装をしない
- ② 環境にやさしい商品の表示など、消費者に対する意識啓発
- ③ 飲食店などでの使い捨て製品の使用を抑制
- ④ リターナブル容器製品、詰め替え製品などの耐久性に優れた製品の積極販売
- ⑤ 食品トレイ、発泡スチロールなどの資源化物回収システムの整備
- ⑥ 製造・販売した商品の修理体制を整備
- ⑦ 家電リサイクル法・パソコンリサイクル法などの周知の促進

(2)ごみの分別区分

ごみの分別区分については、現状の分別区分を維持することとします。

現状の分別区分において「資源ごみ」として分別対象となっていない資源化できる可能性のあるもの(古布類、生ごみ、廃食用油など)については、倉浜衛生施設組合および関係市(沖縄市、宜野湾市)と連携し、資源化を行う可能性について協議を行います。

家庭系ごみの分別区分

分別区分	対象となるごみの主な品目	出し方
① 燃やせるごみ	野菜・残飯などの生ごみ、再生の効かない紙くず、玩具類、プラスチック類・カセットテープ・ビデオテープ、発砲スチロール、革・靴などの革ゴム製品	指定ごみ袋 (有料)
② 燃やせないごみ	耐熱ガラス・薬品のびん、陶磁器・食器類、時計・眼鏡、刃物類、ハンガー、鍋・フライパン、傘、電池(マンガン・アルカリのみ)	指定ごみ袋 (有料)
③ 有害ごみ	蛍光灯、ライター(ガスは抜くこと)、水温計・湿度計・血圧計など(水銀を使用したもの)	透明袋 (無料)
④ 粗大ごみ	家具類(タンス・こたつ・食卓・机・イス・タタミカーペット・ジュウタン)、布団・座布団・マットレスなど、自転車・ストーブなど	申し込み制 粗大ごみ処理券貼付 (有料)
⑤ 資源ごみ	びん類(生きビン・雑ビン)、空き缶(スチール・アルミ)、ペットボトル、古紙類(新聞紙・チラシ・段ボール・雑誌)、草木類	透明袋 (無料) ※草木類は、申し込み制

事業系ごみの分別区分

分別区分	対象となるごみの主な品目
① 可燃ごみ	生ごみ、再生の効かない紙類、ペットボトルを除くプラスチック類
② 不燃ごみ	金属類、ガラス類、陶磁器類
③ 資源ごみ	空きビン(飲料用)、空き缶(飲料用)、ペットボトル、古紙類(新聞紙・チラシ・段ボール・雑誌)

(3)収集・運搬計画

ごみの収集・運搬については、一般家庭から排出される「家庭系ごみ」は委託業者により行っており、事業所より排出される「事業系ごみ」は許可業者による収集・運搬を行っています。

今後も、これまでの体制で、ごみの収集・運搬を行っていきます。

収集・運搬計画の概要

排出区分	実施主体	対象区域	分別区分	排出場所
家庭系ごみ	委託業者	北谷町全域 (米軍施設内は除く)	5種分別	一戸建て：門口収集 集合住宅：管理者の指定場所
事業系ごみ	許可業者	北谷町全域 (米軍施設内は除く)	3種分別	各事業者にて設置

(4) 中間処理計画

ごみの中間処理については、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「有害ごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ(草木類以外)」は 倉浜衛生施設組合 が処理主体となっており、「資源ごみ(草木類)」は 北谷町 が処理主体となっており行っています。

今後も、現体制を維持し、倉浜衛生施設組合および本町による処理を継続します。

中間処理計画の概要

分別区分	処理主体	処理施設	処理計画の概要
燃やせるごみ	倉浜衛生施設組合	エコトピア池原 (熱回収施設)	溶融処理
燃やせないごみ 有害ごみ 粗大ごみ	倉浜衛生施設組合	エコループ池原 (リサイクルセンター)	破碎・選別処理
資源ごみ (草木類以外)	倉浜衛生施設組合	エコループ池原 (リサイクルセンター)	選別・圧縮・梱包処理
資源ごみ (草木類)	北谷町	北谷町 草木類資源化処理施設	減量・堆肥化処理



写真：倉浜衛生施設組合ホームページより

「エコトピア池原」および「エコループ池原」の外観

草木類資源化処理施設



堆積ヤード



堆肥には「野積み堆肥化したもの(無料)」と「EM・米ぬかなどを混ぜて堆肥化したちやたんリーフモルド(有料)」があります。



北谷町草木類資源化処理施設

堆肥になった草木です。



(5) 最終処分計画

中間処理により発生する「溶融飛灰」および「破碎残渣」は、倉浜衛生施設組合『エコポウル倉浜(最終処分場)』にて埋立処分が行われています。

今後も、『エコポウル倉浜(最終処分場)』において最終処分を継続します。

当該施設の延命化(埋立容量の確保)のために、特に「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」について有価物などの【リユース(再使用)】、【リサイクル(再資源化)】を推進し、埋立対象物の減量化に努めていきます。



ごみの減量化は
施設の延命化に
つながります。



写真：一般廃棄物最終処分場パンフレットより

エコポウル倉浜(最終処分場)

(6) 大規模災害時の廃棄物処理について

台風や地震などの大規模災害の発生時は、日常発生する廃棄物とは別に多量に災害廃棄物が発生することが想定されます。

このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、「北谷町地域防災計画」に基づき、収集・運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制などの確立および災害廃棄物を一時的に仮置きするための仮置場の確保などを図ります。

また、「災害廃棄物処理計画(仮称)」の策定について検討します。

生活排水処理基本計画

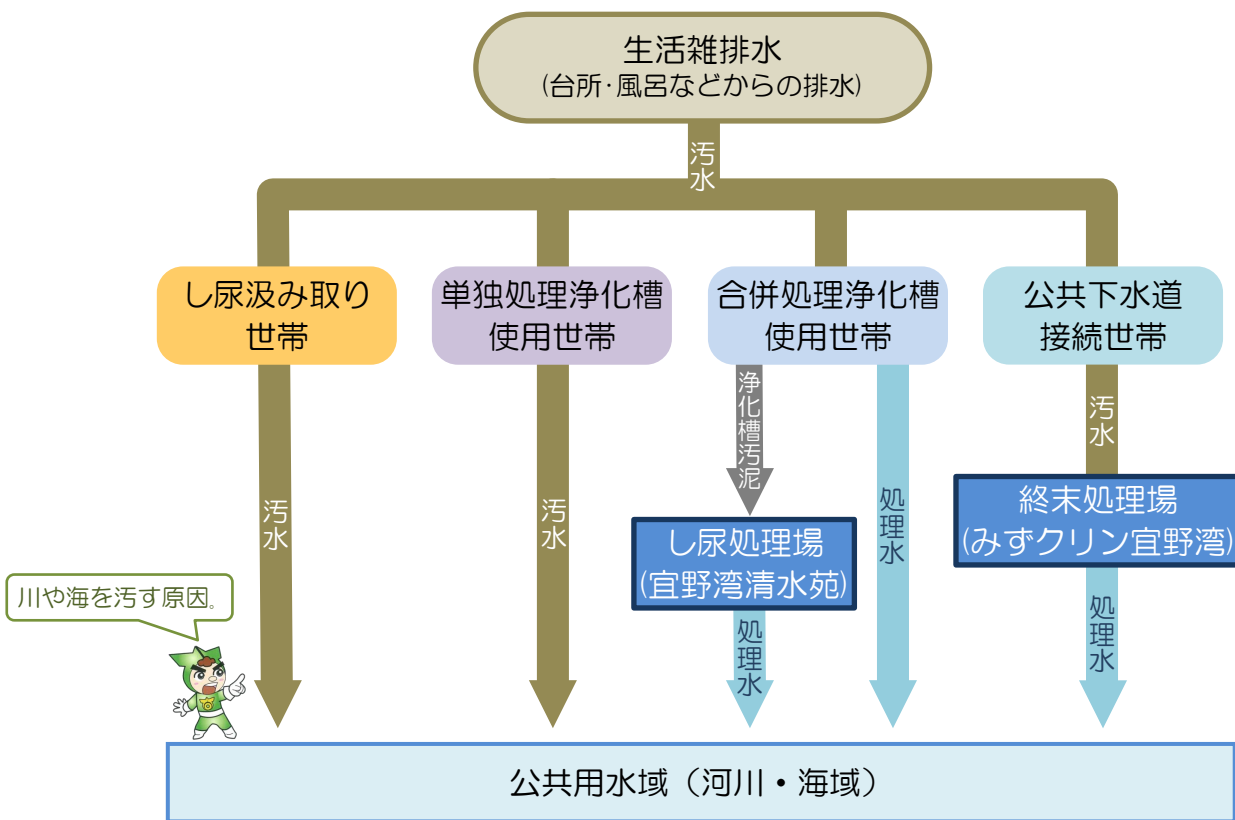
1. 生活排水処理の状況

生活排水は、各家庭の台所や風呂などから排出される「生活雑排水」と、トイレから排出される「し尿排水」とに分けられます。以下に北谷町のそれぞれの処理体系を示します。

(1) 生活雑排水

各家庭の台所などより排出される生活雑排水は、公共下水道に接続している世帯、合併処理浄化槽を使用している世帯については、「終末処理場(みずクリン宜野湾)」や「し尿処理場(宜野湾清水苑)」において、「汚水」および「浄化槽汚泥」を処理した後に河川や海域に放流されます。

汲み取り世帯 および 単独処理浄化槽使用世帯 の生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されており、河川や海域の水質汚濁の原因となっています。



北谷町の生活雑排水処理体制(平成 24 年度現在)

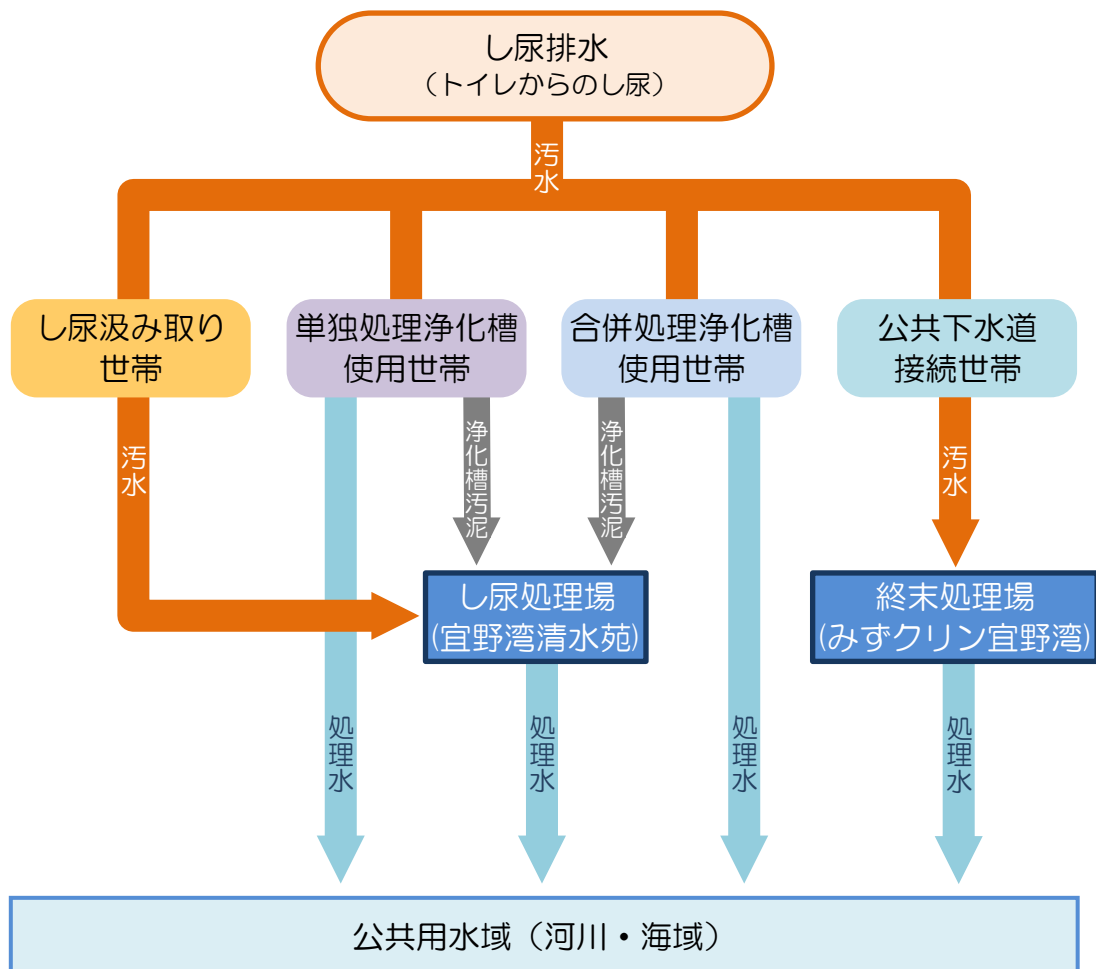
北谷町のきれいな海を守るために皆様のご協力をお願いします。



(2) し尿排水

汲み取り世帯から排出されるし尿 および 浄化槽使用世帯から排出される浄化槽汚泥は、「し尿処理場(宜野湾清水苑)」にて適正に処理された後、河川などの公共用水域に放流されます。

また、公共下水道使用世帯から排出されるし尿は、終末処理場(みずクリン宜野湾)にて適正に処理された後に公共用水域へ放流されます。

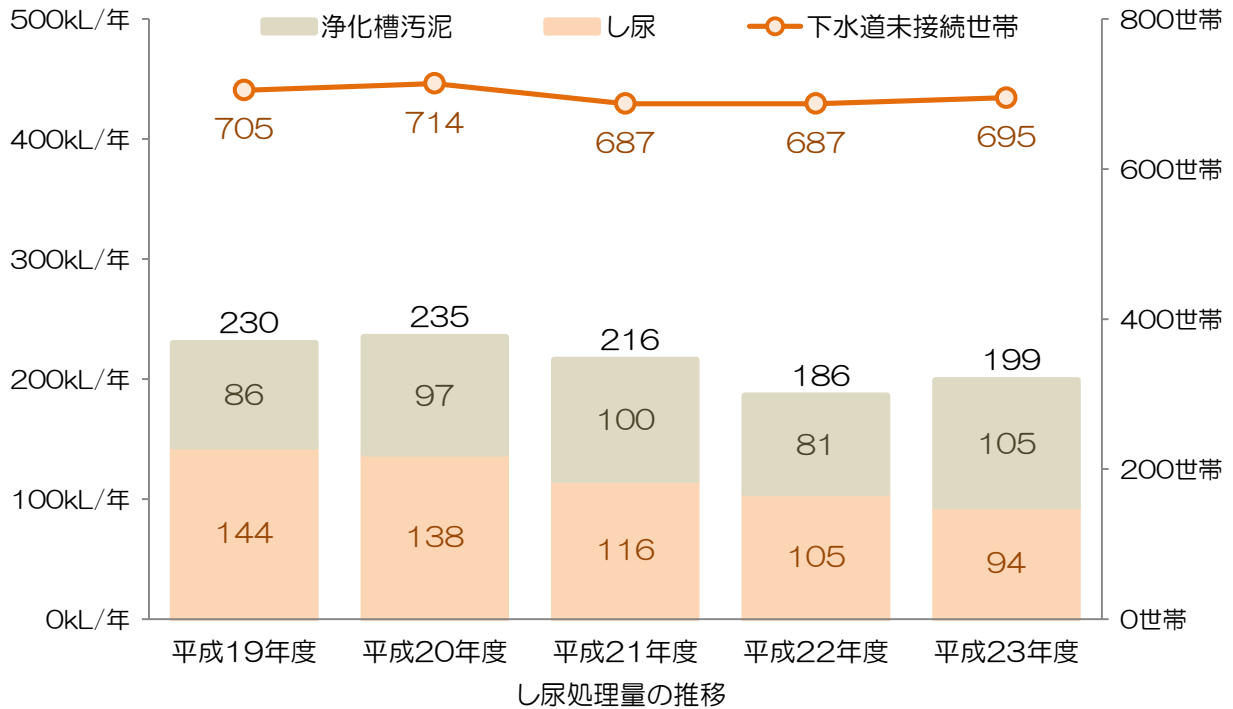


北谷町のし尿排水処理体制(平成 24 年度現在)



2. し尿処理の実績

平成23年度のし尿処理量は、し尿が94キロリットル、浄化槽汚泥が105キロリットルとなっており、下水道未接続世帯は695世帯となっています。



し尿処理量 および 下水道未接続世帯 の推移

年 度	し尿処理量			下水道未接続世帯			
	し尿 処理量 (kL/年)	浄化槽汚泥 処理量 (kL/年)	合計 (kL/年)	汲み取り (世帯)	浄化槽 (世帯)	不明 (世帯)	合計 (世帯)
平成19年度	144 (63%)	86 (37%)	230 (100%)	213 (30%)	378 (54%)	114 (16%)	705 (100%)
平成20年度	138 (59%)	97 (41%)	235 (100%)	212 (30%)	370 (52%)	132 (18%)	714 (100%)
平成21年度	116 (54%)	100 (46%)	216 (100%)	190 (28%)	473 (69%)	24 (3%)	687 (100%)
平成22年度	105 (56%)	81 (44%)	186 (100%)	198 (29%)	472 (69%)	17 (2%)	687 (100%)
平成23年度	94 (47%)	105 (53%)	199 (100%)	189 (27%)	482 (70%)	24 (3%)	695 (100%)

※資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省、北谷町)
下水道の整備状況(北谷町 施設管理課 下水道係)

※()は、構成割合

3. 生活排水処理の課題

北谷町における主な生活排水処理の課題を以下に示します。

(1) 収集・運搬に係る課題

公共下水道の整備に伴い、水洗化人口が増加しており、今後は「し尿」および「浄化槽汚泥」の収集・運搬量は減少していくことが想定されます。

今後は、し尿および浄化槽汚泥の収集量の減少により、収集・運搬効率が低下することが想定されることから、収集・運搬体制の効率化について検討していくことが必要となります。

(2) 公共下水道に係る課題

公共下水道の整備済地域において、当該施設への接続を行っていない、「汲み取り世帯」、「単独処理浄化槽世帯」および「合併処理浄化槽世帯」が存在します。

「汲み取り世帯」および「単独処理浄化槽世帯」から排出される生活雑排水(台所、風呂などの排水)については、汚水のまま河川などの公共用水域に排水され、水質汚濁の原因となっています。

今後は、公共下水道への未接続世帯については、意識啓発活動などにより、公共下水道への接続を働きかけていく必要があります。

(3) 合併処理浄化槽に係る課題

公共下水道の未整備地域において、「汲み取り世帯」や「単独処理浄化槽世帯」が存在します。

これらの家庭から排出される生活雑排水(台所、風呂などの排水)については、汚水のまま河川などの公共用水域に排水され、水質汚濁の原因となっています。

今後は、このような家庭について、意識啓発活動などにより、合併処理浄化槽への切替えを働きかけていく必要があります。

(4) 浄化槽の適正管理に係る課題

浄化槽の設置者において、浄化槽の保守点検や清掃、定期検査の維持管理が適正に実施されていない事例がみられます。

このような浄化槽については、生活排水を十分に浄化する能力を維持できていない可能性があり、その排水により公共用水域の水質汚濁の原因となっている可能性があります。

今後は、このような家庭について、意識啓発活動などにより、浄化槽の適正な維持管理の実施を働きかけていく必要があります。

4. 生活排水処理計画

(1) 生活排水処理対策

生活排水処理対策にあたっては、「行政」、「住民」、「事業者」のそれぞれが主体的に適切な役割を担い実行していくことが必要になります。

具体的には、以下の様な事項に取り組む必要があります。

北谷町における取り組み

【生活排水の施設整備に関する取り組み】

- ① 『非水洗化(汲み取り)世帯』および『浄化槽使用(合併処理浄化槽・単独処理浄化槽)世帯』の実態調査
- ② 公共下水道の整備済地域での下水道未接続世帯への下水道接続促進
- ③ 公共下水道の整備推進

【生活排水の適正管理に関する取り組み】

- ① 浄化槽の適正管理指導
- ② 事業者への適正排水の指導および監視

【生活排水に係る資源化に関する取り組み】

- ① 各種生活排水処理施設から発生する汚泥の堆肥などへの資源化の検討

【生活排水処理対策の啓発普及に関する取り組み】

- ① 町の広報、ホームページなどを活用した生活排水処理対策の啓発
- ② 生活排水処理対策の意識啓発の広報活動(ポスター・パンフレットなどの作成、配布)
- ③ 河川、排水路などの清掃活動の実施
- ④ 廃食用油からの石鹼作り指導
- ⑤ 生活排水処理対策などに関する講演会などの開催
- ⑥ 水生生物観察会などの開催

住民における取り組み

【生活排水の施設整備に関する取り組み】

- ① 公共下水道への接続(公共下水道の整備済地域)
- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換(公共下水道の未整備地域)

【生活排水の適正管理に関する取り組み】

- ① 調理くず・廃食用油の適正処理(排水として流さない)
- ② 米のとぎ汁を植木などへの散水へ利用する
- ③ アクリルたわしの利用
- ④ 洗剤、石鹼は適量を使用する
- ⑤ 洗濯排水などをベランダなどから排水しない
- ⑥ 無洗米の使用

【生活排水に係る資源化に関する取り組み】

- ① お風呂の残り湯を洗濯などに再利用する
- ② 雨水、中水の積極利用

【生活排水処理対策の啓発普及に関する取り組み】

- ① 町や沖縄県の実施する生活排水処理に関する各種施策への協力

事業者における取り組み

【事業排水の施設整備に関する取り組み】

- ① 公共下水道への接続(公共下水道の整備済地域)
- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換(公共下水道の未整備地域)

【事業排水の適正管理に関する取り組み】

- ① 適正な排水管理、処理(水質汚濁防止法の遵守)
- ② 調理くず・廃食用油の適正処理(排水として流さない)

【事業排水に係る資源化に関する取り組み】

- ① 雨水、中水の積極利用



(2) 収集・運搬計画

① 収集運搬の主体

「し尿」および「浄化槽汚泥」の収集・運搬については、許可業者による収集・運搬を行います。

② 収集運搬の方法

本町における今後の「し尿」および「浄化槽汚泥」の排出量は、減少していくことが想定されます。

そのため、「し尿」および「浄化槽汚泥」の排出量について常に把握しつつ、より合理的な収集・運搬体制を確立するため、適宜検討を行います。

(3) 中間処理計画

① 合併処理浄化槽

公共下水道の未整備地域では、単独処理浄化槽世帯に対し、合併処理浄化槽への切り替えを推進します。また、非水洗化(汲み取り)世帯に対しては合併処理浄化槽の設置の必要性について意識啓発を行っていきます。

② 公共下水道

公共下水道の整備を推進し、また、当該整備済地域内の住民に対し、公共下水道への接続を推進します。

③ 汚泥等処理施設

本町では、「汲み取り世帯」および「浄化槽使用世帯」から排出される「し尿」および「浄化槽汚泥」は、『倉浜衛生施設組合 宜野湾清水苑』において処理を行っており、今後も、当該施設による処理を継続していくものとします。

しかし、今後は「し尿」および「浄化槽汚泥」の排出量の減少により、施設の処理効率の低下が想定されることから、施設の効率的な運転、適切な維持管理について検討を行います。



倉浜衛生施設組合 宜野湾清水苑 施設外観


(4) 最終処分計画

「し尿」および「浄化槽汚泥」の処理後の処理残渣(汚泥)は、『倉浜衛生施設組合 エコトピア池原(熱回収施設)』において、熔融処理を行っています。

今後も、当該施設による処理を継続していくものとします。

北谷町一般廃棄物処理基本計画 概要版

平成 25 年 3 月

策定者  北谷町 住民福祉部 保健衛生課

〒901-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江 226 番地
TEL (098) 936-1234 代表

作成委託  株式会社
沖縄チャンドラー

〒900-0002 沖縄県那覇市曙 3 丁目 18 番 26 号
TEL (098) 862-5871 代表

ごみ減量のポイントは4つのR(アール)

Refuse

(リフューズ) 断る

ごみを減らすことにおいて、断ることも大切です。あとでごみとなるものはたとえタダでも断る！この心がけがごみを減らします。

Reuse

(リユース) 再使用

今あるものをできる限り利用することが大切な行動です。すべてのものに愛情を持ち、大切に長く使いましょう。

Reduce

(リデュース) 減らす

家庭から出るごみを減らすことは無駄をなくすこと。ごみとなるものを買わない、持ち込まないこともリデュースです。

Recycle

(リサイクル) 再資源化

ごみは資源です！きちんとした分別とリサイクルで、ごみをかなり減らすことができます。また、リサイクルされた製品をみんなで使うことも大切です。



Reduce

Reuse

Refuse

Recycle

4Rを心がけ
ごみ減量に
ご協力ください！